

茨城県特別栽培農産物認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を定める。

(栽培計画又はとう精登録の承認申請)

第2条 栽培責任者が、要綱第5条第1項の規定に基づき特別栽培農産物の承認申請を行おうとするときは、様式1により、当該栽培責任者が居住する市町村を経由し、所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 精米責任者が要綱第10条第1項の規定に基づき、とう精施設の所在地、出荷先販売店の名称、その他の事項を記載したとう精に関する登録申請（以下「とう精登録」という。）を行おうとするときは、とう精登録申請書（様式2）を作成し、原料玄米の栽培責任者が居住する市町村を所管する所長に提出するものとする。

(栽培計画又はとう精登録の申請受付期間)

第3条 前条第1項の申請の受付期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該農産物の栽培開始時期が1月から6月まで、又は多年生の農産物にあつては栽培開始前年の11月1日～11月30日までとする。
- (2) 当該農産物の栽培開始時期が7月から12月までの農産物にあつては、当該年の5月1日から5月31日までとする。

2 前条第2項の申請は、原料玄米の認証申請と併せて行うものとする。

(栽培計画承認又はとう精登録の通知)

第4条 所長は、要綱第6条の規定に基づき栽培計画承認の適否を決定したときは、当該栽培責任者に対し、様式3又は様式4によりその旨通知するものとする。

2 とう精登録にあつては、要綱第11条の規定に基づき、当該精米責任者に対し、前項に準じて様式5又は6により通知するものとする。

(認証の申請)

第5条 栽培責任者等が、要綱第7条第1項の規定に基づく認証の申請を行おうとするときは、当該農産物の出荷開始2週間前までに認証申請書（様式7）を第2条第1項の規定に基づく承認申請を行った所長に提出するものとする。

(認証の通知)

第6条 所長は要綱第8条の規定に基づき認証の適否を決定したときは、当該栽培責任者に対し、様式8又は様式9によりその旨通知するものとする。

(認証マークの様式)

第7条 要綱第13条の規定に基づく認証マークの仕様及び規格については、別記1とする。

2 認証マークはシールとする。

3 認証マークの購入を希望する栽培責任者等は、認証マーク購入申込書（様式19）により、公益社団法人茨城県農林振興公社に申し込むものとする。

(認証の取消し等)

第8条 所長は要綱第14条の規定に基づき認証の取消し等を行ったときは、様式10により、その旨を当該栽培責任者等に通知するものとする。

(適正な表示の例)

第9条 要綱第15条第1項の適正な表示の例は別記2から5までのとおりとする。

(確認責任者等の届出)

第10条 要綱第17条の規定に基づき、確認責任者等の届出を行おうとするときは、様式11により2部作成し、当該確認責任者等の確認を受ける栽培計画の承認又はとう精登録申請が行われる所長に届け出るものとする。

2 要綱第17条2項に規定する届出を行おうとするときは、様式11-1により、前項に準じ所長に提出するものとする。

(栽培責任者等の報告等)

第11条 栽培責任者等が要綱第18条第1項の規定に基づく届出を行おうとするときは、様式12により、当該栽培計画又はとう精登録の承認申請を行った所長に届け出るものとする。

また、第4条の規定に基づく所長通知の後に、栽培計画承認内容に変更が生じた場合も同様に届け出るものとする。

2 栽培責任者は、要綱第18条第2項の規定に基づき、様式1-1により当該農産物に係る栽培管理状況を記録し、その写しを前項に準じ所長に提出するものとする。

3 栽培責任者は、要綱第18条第3項の規定に基づき、様式14により当該農産物に係る出荷状況を記録した写しを様式13により第1項に準じ所長に提出するものとする。

4 精米責任者は、要綱第18条第4項の規定に基づき、様式16によりとう精受払台帳を記録し、その写しを当該米の出荷終了後、又は当該米が認証を受けた翌年の8月31日のいずれか早い時期までに、様式15により第1項に準じ所長に提出するものとする。

5 生産者等は、要綱第18条第5項の規定に基づき、様式17により認証マークの貼付実績を第1項に準じ所長に報告するものとする。

(地域認証委員会)

第12条 要綱第6条又は要綱第8条の規定に基づく審査及び要綱第19条の規定に基づく調査を行うため、各農林事務所に地域認証委員会を設置する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成20年7月23日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年8月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の施行の日から7ヵ月は、なお従前の例によることができる。

付 則

この要領は、令和6年3月19日から施行する。

この要領の施行の日から7ヵ月は、なお従前の例によることができる。